

# 福祉タイムズ

2021

6

No.835

編集・発行  社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

## 特集 …P2 「おひとりさま」が安心して暮らせる社会に向けて ～終活支援に関する地域の取り組み～

NEWS & TOPICS …P4 ヤングケアラーを孤立させない支援に向けて  
厚生労働省・文部科学省連携のプロジェクトチーム動く

県社協のひろば …P10 福祉サービスの質の向上をめざして 第三者評価を受審してみませんか



▶今月の表紙 次の一步に願いを込めて (NPO法人じんかれん 前理事長 堤年春さん)

【詳しくは12面へ】 撮影：菊地信夫

# 「おひとりさま」が安心して暮らせる社会に向けて ～終活支援に関する地域の取り組み～

家族構造や家族関係の変化を背景として、入院・入所時に身元保証人が確保できない単身者が増えています。近年、身元保証等高齢者サポート事業に取り組む事業者が増加していると言われてはいますが、契約にかかる費用や、過去には大手事業者の経営破綻により消費者被害が発生したことなどから、幅広い層の利用には至っていないのが現状です。

そこで、単身で暮らす「おひとりさま」の身元保証や終活支援が、地域でどのように展開されているのかを把握するため、神奈川県共同募金会からの配分金を受けて「終活支援事例集～おひとりさま社会に向けて～」を作成しました。

今回は、この事例集についてご紹介します。



本会発行・終活支援事例集  
～おひとりさま社会に向けて～

本会では日常生活自立支援事業や成年後見などの事業を通じて、地域に暮らす単身高齢者等が、身元保証人がいないことにより入院・入所時に支障が生じていること、そして死後事務等に対応する親族がいないこととの現状を把握してきました。これまでに行ってきた検討会や県内相談支援機関等への実態把握調査では、単身高齢者等の身元保証や死後事務の対応が必要な場合に、やむを得ず福祉関係の支援者が、本来業務を超えて、支援や調整を行っていることが明らかにになりました。

これらは、支援者の使命感や善意に支えられているわけですが、今後、単身者の増加が予測されることを踏まえると、使命感や善意に頼る支援ではいずれ限界がくると考えられません。

こうした中、「おひとりさま」社会を支える身元保証や終活について、関係者からは公的な支援の仕組みを求める切実な声が寄せられています。そこで今回は、実際に地域の中

で展開されている「おひとりさま」の終活支援にはどのようなものがあるのか、その活動事例をご紹介します。

## 民生委員によるエンディングノートの取り組み

本会が実施した調査の中では、民生委員児童委員（以下、民生委員）の活動から見えてくる課題として、単身で暮らす住民の緊急入院の際の身元保証や死亡時の対応には、つなぎ先がない問題や、つなぎだけで解決できない課題があることがわかりました。例をあげると、単身高齢者等の救急搬送時に救急車に同乗したり、医師の説明に立ち合ったりというような、本来の民生委員の役割を超えたところでやむをえず対応している実態もあることが明らかになっています。

茅ヶ崎市鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会では、担当区域に単身高齢者や未婚の世帯が多いことから、何かあった時のために「想いを書き綴るノート」を作成しました。

近年、エンディングノートは市販のものも多くありますが、民生委員が作成したこのノートを手渡しで配布したことがきっかけとなり、高齢者から相談を受ける機会が増えました。民生委員活動は住民との信頼関係が何よりも大切ですが、このノ

トの取り組みを通じて、住民との距離が縮まり、地域の高齢者世帯の実情を知ることにもつながりました。

## 横須賀市・エンディングプランサポート事業

横須賀市は「市民を一人も無縁にしたくない」というスローガンのもと、単身高齢者等が死後事務委任契約を結ぶ「エンディングプランサポート事業」を実施しています。横須賀市には江戸時代にたくさんの方が集まったことから、300年以上続く無縁納骨堂があり、引き取り手のないお骨を市が火葬して納骨堂に安置するという歴史がありました。一方近年は、身元不明ではない、住民登録がある方が無縁遺骨となるケースが増え、本人の生前の希望を聞いておこなったばかりに無縁納骨堂に納めざるを得ないケースが多くありました。このことに職員が強い疑問を感じたことが、事業を始めるきっかけになりました。

この事業は、一定の資産がある方は対象外となっています。しかし、事業を始めた後に、経済的な余裕があっても、単身故にお墓の場所がわからない・生前の葬儀予約が、本人の死後、葬儀社に伝わらず未履行になってしまふなどの課題が顕在化しました。そこで新たに「わたしの終活登録」事業も開始されました。

この終活登録事業は、急に倒れて、自らの意思や必要な情報を伝えることができない場合に、本人に代わって葬儀の契約先やお墓の所在地などの情報を伝えることによって、本人の生前意思を伝え、死後の尊厳を守るものです。

これらの事業により、単身世帯で親族の支援が期待できない低所得の方であっても、ご本人の死後の尊厳を守る事ができるため、地域で安心した生活を送ることが出来ます。この横須賀市の取り組みは、全国的に注目され、さまざまなメディアでも紹介されています。

### 身元保証の公的な仕組みづくりに向けて

全国的には、身元保証の公的な支援が先駆的に実施されています。今回作成した事例集では東京都足立区社協が実施する「高齢者あんしん生活支援事業」の記事を掲載しています。(※表参照)

社協が担う身元保証に準ずるサービスは、入院・入所の際に保証人に準じた支援を行うとともに、亡くなった時に火葬・埋葬などを行えるよう、あらかじめ委任契約をしておくというものです。これらの事業の最大の役割は、入院・入所時の保証機能を果たし、身寄りがない人でも必要な医療、介護が受けられるよう支援す

ること、そして死後のことをあらかじめ決めておくことで、単身の方でも地域で安心して暮らせるようにすることです。

### 南足柄市社協 「アンカーサポート事業」

本会では、これらの事例を発信するとともに、来るべき「おひとりさま社会」に備えるため、本会実施の地域福祉活動支援事業により「社会福祉法人の協働による地域のおひとり様の暮らしを支える身元保証と就活支援」をテーマに事業提案し、今

年度より、南足柄市社協と協働した「アンカーサポート事業」を実施することといたしました。

アンカーサポート事業は、入院・入所となった際の手続きや、保証人を頼める人がいない時の支払い（あらかじめ預託金を預かるサービスを含む）や、自分が亡くなった時に葬儀や死後事務を頼む人がいないなどの将来の不安を抱える単身高齢者等を対象に、住み慣れた地域で、孤立せず安心して暮らせるよう、サポートする仕組みです。電話や訪問による見守りサービスの他に、入院・入

所時の支援、保証、亡くなったあとの事務手続き等のサービスが選べます。なお、このアンカーサポート事業については、次号で詳しくご紹介する予定です。



事例集では、今回ご紹介した活動事例のほか、任意後見契約と死後事務委任、後見人が行う死後事務、身元保証団体に関する相談の留意点等の情報を掲載しています。

現在、全世帯の3割を超える単身世帯ですが、2040年には4割を超えると推測されており、今後は地域福祉を進める上で、単

身者の身元保証や終活を支える事業が求められると考えられます。

本会では、身元保証や終活に関する情報を収集するとともに、今後も会員や関係者の皆さまとともにこの課題に取り組みたいと考えています。

表・足立区社会福祉協議会・権利擁護センターあだち「高齢者あんしん生活支援事業（身元保証に準ずるサービスを行う事業）」のサービス内容

元気なとき	<b>基本サービス</b> 月1回の電話と、半年に1回の訪問で、困ったことや変わったことがないかを確認します。
ちょっと不安が出てきたとき	<b>生活支援サービス</b> ・預貯金の払い戻しのお手伝いをします。 ・郵便物の確認、区役所の手続きなどの代行をします。 ・福祉サービスに関する相談、助言をします。 ・弁護士・司法書士等専門家への仲介をします。
入院することになったとき	<b>あんしんサービス</b> ・預託金に基づいて、保証人に準じた支援を行います。 ・緊急入院した際の、指定連絡先への連絡をします。 ・医療説明時の同席や入院契約の立会いをします。 ・入院セットのお届けをします。(入院時のセットは季節に応じた服や靴も含めて利用者に用意をしておいてもらいます。) ・入院費用の支払い手続きのお手伝いをします。 ・電気・ガス・水道等の休止手続きをします。
施設に入るとき	<b>あんしんサービス・生活支援サービス</b> ・預託金に基づいて、保証人に準じた支援を行います。 ・入所説明時やその他の重要な説明への同席や契約の立会いをします。 ・預貯金の払い戻しのお手伝いをします。 ・郵便物の確認、区役所の手続きなどの代行をします。 ・弁護士・司法書士等専門家への仲介をします。
亡くなった後	・あんしん計画、公正証書遺言に基づき、死後のお手伝いをします。 ・亡くなった後は、権利擁護センターあだちの職員は遺言執行者と協力して必要な手続きを行います。

※この事例集は、本会ホームページでもご覧いただけます。

URL <http://knsyk.jp/c/seinenkouken/769bf277b7dc83c818e75dfbb275b744#a02>

(権利擁護推進部)

ヤングケアラーを孤立させない支援に向けて  
厚生労働省・文部科学省連携のプロジェクトチーム動く

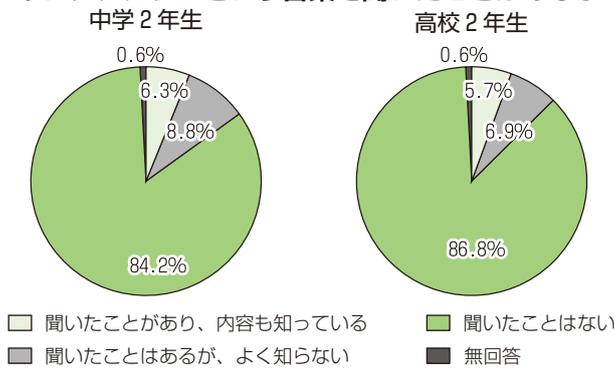
初の全国調査  
認知度の低さ浮き彫りに

ヤングケアラーとは、一般的に「本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の子ども」とされています。介護や家事等を行いつつながら、学校生活等を通じた学習や訓練、貴重な体験を得られる機会を逃してしまう可能性があり、ヤングケアラーとされる子どもたちの将来への影響が懸念されています。

こうした背景から、厚生労働省と文部科学省は連携して「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」（以下、プロジェクトチーム）を3月に立ち上げました。4月には、全国で初めて行った実態調査の結果が公表されています。調査は全国から無作為に選ばれた中学・高校とそこに通う学生を対象に実施されました。

公開された調査結果によると、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことはあるか」という設問に対し、「聞いたことがない」と回答し

ヤングケアラーという言葉を知ったことはあるか



参考：厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」とりまとめ報告資料

た人が、中学生・高校生ともに8割と、ヤングケアラーの社会的認知度の低さがうかがえます。また、「自分が世話をしている家族がいるか」との問いに「いる」と答えた人が中学生で5・7%、高校生で4・1%いるのに対し、「自分はヤングケアラーだと思うか」の質問に「はい」と回答した人が、中学生で1・8%、高校生で2・8%と下回っており、自身がケアラーであると自覚していない人がいることがわかりました。



ヘルプネットに寄せられる相談についてうかがってみると、ヤングケアラー特有の悩みがあることや、友人たちとの生活の違いを見ていると家族へのケアをやりながら、孤独を感じている人がいると言います。家族へのケアをやりながら、

見えにくいケアラーたちの悩み

認知度の低さや支援へのつながりにくさは、以前より課題として指摘されてきました。本会では、

本紙799号（平成30年6月号）で、横浜ヤングケアラーヘルプネット（以下、ヘルプネット）における、ヤングケアラーへの支援の取り組みを取材しています。

プロジェクトチームの検討会は5月までに4回開催され、当事者や支援者へのヒアリング等も進められました。これまでの関連資料は、厚生労働省のホームページで公開されています。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/young-career-pt.html>

プロジェクトチームは、今回の調査や検討会の結果をとりまとめ、報告書を作成しています。報告書では「福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤング

今後取り組むべきこと  
方向性示す

（一社）日本ケアラー連盟においても、ヤングケアラーは支援者側にとって「見ようとしないうちに見えない存在、見ようとしても見えにくい存在」としています。家庭内のデリケートな問題に触れる恐れがあることから支援につなげられないケースや、ケアラー本人が自分に支援が必要であると自覚できないケースもあり、適切な相談窓口につなげることは難しいと言われています。

ヘルプネットでは、同じ境遇にあるヤングケアラー同士でフリートークをしながらつながれる機会を提供することで、サポートを行っています。また、ヤングケアラーへの理解や支援を広げるため、ケアラーについて伝える活動にも取り組まれてきています。

（二社）日本ケアラー連盟においても、ヤングケアラーは支援者側にとって「見ようとしないうちに見えない存在、見ようとしても見えにくい存在」としています。家庭内のデリケートな問題に触れる恐れがあることから支援につなげられないケースや、ケアラー本人が自分に支援が必要であると自覚できないケースもあり、適切な相談窓口につなげることは難しいと言われています。

## 正しい理解と必要な支援につながってほしい

横浜ヤングケアラーヘルプネット 西迫 愛さん

今回、国としてきちんと取り組む姿勢を示してもらえたことはとても大きな前進と考えています。私たちが活動を始めた平成26年には、こうした支援のうごきを期待しながらも、全く予測できなかったほどのうごきだと思います。

一方で、ヤングケアラーという言葉が一人歩きしてしまい、本人たちの望まない方向に支援が向くことの懸念もあります。確かに、広くヤングケアラーの存在を知ってもらうことで、いち早く発見され、担っている過度な役割に対してサポートされることは大切ですが、ケアラーをケアの対象と切り離してしまったり、大切な家族に非難が向くようなことになったりしないしてほしいと感じます。そのためには、各地方自治体でも正しい調査をしてもらい、正しい理解が進むように期待したいです。

また、18歳未満のヤングケアラーだけでなく、元ヤングケアラーの存在（十分な支援を受けられずに成人になって現在に至る方たち）や、若者ケアラーにも注目してほしいと考えています。私たちも、自分たちに出来ることを今まで通り続けていければ良いなと思っています。

ケアラーを早期に発見して適切な支援につながる」としたうえで、今後取り組みべき施策の方向性を示しています。報告書に示した取り組みについて、厚生労働省と文部科学省は、早急に実行に移すことと、また一度の支援で終わるのではなく、継続して取り組んでいけるようにすると述べています。今回の国のうごきをうけて、（一社）日本ケアラー連盟から「支援施策の確立に向けた声明」が発表されるなど、取り組みに期待をよせる声が聞こえてきています。ヤ

ングケアラーの子どもたちも、他の子どもたちと同じように、仕事や遊び、子育て等といったライフチャンスが得られるよう、支援施策の具体化が待たれています。本紙でも、今後の動向に注視していきたいと考えています。

（一社）日本ケアラー連盟の声明はホームページで公開されています。  
<https://carersjapan.jindofree.com/>

（企画調整・情報提供担当）

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和3年度

# ボランティア活動保険

全国200万人加入！！

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類	プラン		
	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円	
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷	× ○	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円 500円	

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは  
**コチラ**  
 (ふくしの保険ホームページ)



**ボランティア行事用保険**

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償**

(傷害保険)

**福祉サービス総合補償**

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引継ぎ先〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
 受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJ20-12302 2020.12.28作成)

## 生きづらさを抱える子ども・若者を支えるために ―厚労省：児童養護施設等を退所した子ども・若者の実態把握調査

児童養護施設や里親（以下、施設等）のもとで育った子どもは、中学や高校の卒業・就職を機会に施設等を退所し自立に向けて歩み始めます。昨年、退所した子ども・若者を対象とした全国規模の国の調査が初めて行われ、4月に報告書が公表されました。

回答者の主な年齢は、18～23歳。調査は、直近5年間に施設等を退所した全員を対象として行われ、退所後の生活状況や生活上の課題、支援ニーズ等を把握し、円滑な社会生活を送るための支援の枠組みや制度の在り方を検討するために実施されたものです。

しかし、調査票が本人に届いたのは全体の約1/3。残りは転居



### 【自由記述】

「金銭面が常に厳しく、不安」「仕事も家事もすべて自分でやり、不安を口にすることもできない」など

等で調査の案内ができなかったことが報告されています。調査の「困っていること、不安なこと」を聞く設問では、生活費や学費といった金銭面に悩むと回答した人が多く、自由記述にも表れています。

報告書では、「進学、就職、出産・育児、離婚等のさまざまなライフステージの変化がある。自立支援の観点からは、一定年齢で支援を終結するのではなく、より長期的に見守り、必要に応じて支援を行う仕組みを構築することが必要である」とまとめています。

生きづらさを抱える子ども・若者が入所していた児童養護施設等や社会的養護自立支援事業などの制度で支えることはもちろんですが、社会福祉法人をはじめとする関係機関がネットワークをつくり、地域社会に共に暮らす住民として、つながり支えていく体制の構築が望まれます。

### (企画調整・情報提供担当)

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(厚生労働省2020年度子ども・子育て支援推進調査事業) 報告書  
[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210430\\_1.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210430_1.pdf)

## ～社会的養護自立支援事業を実施している

### (福) 白十字会林間学校あすなるサポートステーションの所長福本啓介さんにお聞きしました～



#### ■子どもたちを支援している現場から、今回の調査結果はどう見えますか？

調査結果と現場で感じる状況とは、少なからずずれがあると感じています。あすなるサポートステーションでは生活のこと、仕事、お金、家族、精神的な不安など、多岐にわたる相談への対応をしています。相談は、ひっ迫したものも多く、10代後半から20代の若者の生活保護申請や自己破産、精神科通院等のお手伝いが少なくない現状です。

これは、調査対象の本人たちの手に調査票が届かなかったこと、結果、本人からの回答が1割であることから、今回の調査に応えられなかった方々があすなるを利用されていることが、その要因と考えています。

#### ■子どもたちとの関わりで大切にしていることを教えてください

あすなるサポートステーションでは、相談支援のほか、「土曜日の食卓」というみんなでご飯を食べる「場」も提供しています。来所して食事をして、おやすみ、またね、と帰っていく。そんな、ただ食べるだけという当たり前の時間を大切にします。施設等で生活して

きた子ども・若者は、これまでの生き立ちの中で多くの刺激にさらされる経験をしてきました。ここでは、楽しいとかつまらないとかではなく、いつか振り返った時に「悪くない時間だったな」と思える何でもない時間を過ごしてほしいと考えています。

しかしながら「土曜日の食卓」に来られる子ども・若者は、それだけの関係や意欲をはぐくんできた方たち。関係を作るためにはこちらから会いに行き、お話を聞きます。すると明らかに困った状況にあるのに、困っている実感のない方に会うこともあるのです。

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、入所に至った理由はさまざまですが、その多くが退所後も虐待の経験などによる生きづらさを抱えています。私たちは退所前の子どもたちに向けて、進学などをテーマに出張講座なども行い、子どもたちと入所中からのつながりを作っていくことも大切に取り組んでいます。

※社会的養護自立支援事業：児童養護施設や里親家庭を巣立った若者たちが、地域社会で自立して生活を送っていくためのサポートをする事業(あすなるサポートステーションホームページより引用)



## ●高齢や障害のある容疑者、被告支援の あらたな事業が始ま。

厚生労働省は、生活苦などが原因で犯罪行為をする高齢者や障害者について、容疑段階や公判前から支援に入り、釈放後に福祉サービスへつなげる新たな事業に乗り出した。本年度予算に5億円近くを計上。

認知症の高齢者や知的・発達・精神障害者が逮捕された後、適切な支援を受けられないまま釈放され、再び罪を犯して刑務所に戻るといった悪循環が以前から問題になっていた。新事業では容疑者・被告が高齢者や障害者で自立支援が難しいと見られる場合には、検察や保護観察所から地域生活定着支援センターへ連絡。センター職員が本人と面会して、必要な支援を調整する。

## ●高校授業に「精神疾患」についての学習復 活、悩み抱えた子救え

高校の新学習指導要領で精神疾患についての学習が約40年ぶりに復活し、来春から使用される教科書には予防や対処方法の記述が盛り込まれた。

昨年は小中高生の自殺が過去最多となり、新型コロナウイルスの影響による心の不調も懸念される。授業を契機に生徒の相談が増えることが想定される。

## ●介護保険料、20年で倍増 65歳以上初の6000円超

厚生労働省は、65歳以上の高齢者が4月から支払う介護保険料の月額が全国平均で6014円となり、初めて6千円を超えたと発表した。制度が始まった2000年度は2911円で、約20年で倍となっている。高齢化の進行に伴い、介護が必要な人も増え、サービスが増大しているのが理由。

厚生労働省は、今後も同様な傾向が続けば、団塊の世代が全員75歳以上となる25年度の保険料は6855円になるとの推計を公表している。

## ●県湘南西部病院協会がシステム開発、医療 と福祉の迅速な連携を期待

平塚市や秦野市の病院が加盟する県湘南西部病院協会が開発した患者らの受け入れ調整支援システムが、地域包括ケアシステムのネットワーク拡大に役立つと注目されている。システムに参加する医療機関や高齢者施設から条件に合致した施設を探し出し受け入れ交渉できるのが特徴。受け入れ先が決まるまでの時間の短縮化や負担が軽減され、医療と福祉の連携をサポートしている。

## ●厚労省、社会福祉連携推進法人の具体的な 運用について大筋を整理

厚生労働省は、「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」を開き、報告書案を大筋でまとめた。

社会福祉法人の資金貸し付けなど連携法人の具体的な運用について整理した。別途、会計基準を検討した後、省令や通知を出し、来年6月12日までに施行する。

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式 安江設計研究所  
会社

東京都港区高輪 2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・  
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

# 私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者等の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

## お酒の問題で困っていませんか？

### ～おすすめ書籍「アルコールクス・アノニマス」の紹介

「ストレス解消のためのお酒が増えてきた。」「ステイホームで楽しいお酒もついでついでと飲み続けてしまいがち。」「翌日の仕事や生活に影響が出てきた。」「家族のお酒の飲み方が気になる。」など…。

そんなときにお役に立てるかもしれない一冊をAAの活動にふれながらご紹介したいと思います。ご本人、ご家族のみならず、アルコール依存の問題やAAの回復のプログラムについて関心のある方、支援にたずさわる方にもおすすめの本です。

## 『アルコールクス・アノニマス』

本書は、1939年にアメリカで英語版原書が発刊されました。その分厚さから親しみをこめ「ビッグブック（以下、ビッグブック）」と呼ばれています。世界各地の言語に翻訳出版され、現在まで「AA」の活動における基本テキストとして活用されてきました。

### 無名のアルコールクたち

書名の「アルコールクス・アノニマス」は、AAの名称にもなっており、「無名のアルコールクたち」を意味します。

「アルコールクス」は、飲酒のコントロールを失った人たちのことです。アルコール依存症と診断された人に限定するものではありません。

「アノニマス」は、2つの無名性を表しています。AAはプライバシーを守ることを大切にしており匿名で参加できます。またAAは個人をアピールせず、AAの回復のプログラムを伝えることを大事にしています。

### AAのはじまり-当事者と専門医の言葉によって

AAは、飲酒がコントロールできなくなっていたニューヨークの証券マンのビルが、1935年、同じ問題を抱えていた外科医のボブと出会い、自分ではどうすることもできなかった飲酒に対する解決方法を見つけたところから始まりました。

「ビッグブック」にはビルやボブをはじめ、飲酒の問題を抱えた人の過去と回復の体験がそのままに記されています。飲酒のコントロール喪失であるアルコールリズムという病と、解決へと導くAAプログラムについて当事者と専門医の言葉によって解説されています。

### 最初はガリ版印刷だった日本語版

本書は、ハードカバー日本語翻訳改訂版です。後半に日本の12名の体験談が掲載されています。日本のAAは1975年東京・蒲田で始まりました。当初はガリ版印刷で手作りの「ビッグブック」翻訳本が使用されていたそうです。

## 今月は ⇒ 広報活動実行委員会

がお伝えします！

AA（アルコールクス・アノニマス）横浜地区メッセージ委員会の活動として、AAの広報をしています。AAはアルコール依存の問題を持つ本人が飲まないで生きていくこと、まだ苦しんでいる人の手助けを目的とする世界的規模の集まりです。

〈連絡先〉AA関東甲信越セントラルオフィス（日曜定休）  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-34-16 オータニビル3F  
☎03-5957-3506 FAX 03-5957-3507

✉ [aa-kkse@h9.dion.ne.jp](mailto:aa-kkse@h9.dion.ne.jp)

🌐 <http://aa-kkse.net/>



## 飲酒をやめたいと願う人は誰でも

AAは、飲酒をやめたいと願う人なら誰でも参加できます。会費や料金は必要なく、自分たちの献金だけで自立しています。どのような宗教、宗派、政党、組織、団体にも縛られず、どのような論争や運動にも参加せず支持も反対もしません。

### ビッグブックミーティング、スポンサーシップ

AAの主な活動の1つは、グループが定期的開催する「ミーティング」です。ミーティングにはいくつかの種類がありますが「ビッグブック」を読み合わせ、それぞれの体験や感じたこと等を分かち合うビッグブックミーティングがあります。

もう一つは「スポンサーシップ」です。回復の途を先に歩むメンバーが、新しいメンバーの手助けをする個々の関係です。「スポンサーシップ」に決まった形はありませんが「ビッグブック」を活用して「AAの12のステップ」に一緒に取り組む方法があります。

### 回復のプログラム「AAの12のステップ」

「ビッグブック」には回復のプログラムとして「AAの12のステップ」が提案されています。生き方として実践すれば、飲酒へのとらわれから解放され、幸福で役に立つ人間に変わっていく…という一連の原理です。飲酒の問題で絶望を味わった多くのアルコールクが、このプログラムに取り組むことによってお酒を飲まずに新しい生き方を得ています。

お酒のみならず、さまざまにとらわれ、生きづらさから自由になるために、アルコール依存の問題を抱える人だけでなく広く活用されているプログラムです。

## インフォメーション

本書に関心を持たれた方へ

AAのサービスオフィスで購入できます。お問い合わせください。（サービスオフィスでは日本の体験談を含まない文庫版、ポケット版サイズもあり）Amazon（ネット通販）でも取扱いしています。





## 福祉サービスの質の向上をめざして 第三者評価を受審してみませんか

本会は、国の指針に基づき福祉サービス第三者評価を推進するため、都道府県に1か所設置されている推進組織（以下「推進機構」と言う）の役割を担っています。

受審に関しては、推進機構が認証する県内19の評価機関の中から受審事業者を選んで直接契約します。

推進機構は多様性・独自性のある評価機関基本情報の提供や評価機関に所属して実際に評価調査活動を行う「評価調査者」の養成、評価機関から提出された評価結果の公表などを行っています。

昨年度の公表件数は300件。5年に一度の受審が努力義務化（公定価格の加算あり）されている保育分野が8割に近い234件を占めています。横浜市では市単独の加算を行います。横浜市では市単独の加算を行います。川崎市も市単独加算を行っています。

次いで障害分野が54件、高齢分野が10件、保護分野が救護施設2件となっています。

保育分野以外においても、横浜市単独の助成制度（最大30万円）があり、既に市内の事業者には今年度の募集が周知されています。

また、本会の会員組織でも会員支援の一環として令和元年度から助成（経営者部会15万円、保育協議会・障害福祉施設協議会・社会就労センター協議会各5万円）を開始しました。

昨年度は計14件（高齢分野1件、保育分野1件、障害分野11件、保護分野1件）に対して助成金を交付しました。今年度、経営者部会では4月17日付けで会員へ周知しており、3つの協議会では、今後郵送により募集を行います。

なお、今年度は平成30年度事業見直しに伴い、国の評価基準ガイドラインを導入し、県全域で共通使用する「標準となる評価基準」に移行して3年目となります。

受審事業者からは「評価基準が変わり戸惑ったが、前回とは異なる気づきが得られた」などの声をいただいています。

推進機構・各評価機関ホームページをご覧ください、より



多くの事業者の皆さまに受審をしていただきたいと考えています。（福祉サービス第三者評価推進機構）

## 神奈川県社協 令和2年度の発行資料のご案内



▶ ボランティア活動啓発冊子「ボラボラ」(A4変形版19ページ)

ボランティアをやりたいけれど一歩踏み出す勇気が……そんな人に読んでいただきたいのがこの冊子。誰でも抱きがちな不安へのこたえや、あなたにあった活動は？など、いろいろな活動紹介もまじえて楽しくお読みいただけるものとなっています。

■ かながわボランティアセンター  
☎045-312-4815 ☎045-312-6307



「当事者組織・団体等・セルフヘルプ・グループ便覧 実態調査報告」(A4版147ページ)

県内で活動する当事者組織・団体、セルフヘルプ・グループの紹介と、活動上の課題に関する実態調査の結果をまとめました。多くの方に手にとりいただき、セルフヘルプ活動へのご理解をいただければうれしいです。

■ かながわボランティアセンター  
☎045-312-4815 ☎045-312-6307



▶ 「私たちは地域の『子育て応援団』です」(A4版31ページ)

過去にタイムズに連載したオール神奈川の児童委員、主任児童委員の取り組みを、一冊にまとめました。各々の事例から、子どもと子育て中の親へのあたたかな眼差しと、児童委員、主任児童委員活動の大切さが伝わる一冊です。

■ 民生委員児童委員部会  
☎045-311-1427 ☎045-314-3472

上記以外にも、本会ホームページで資料を掲載しています。

- ▶ 令和2年市町村社協活動現況報告書 / ▶ 社協ボランティアコーディネーターハンドブック / ▶ 令和2年度社会福祉制度・施策に関する提言 / ▶ 終活支援事例集—おひとりさま社会に向けて / ▶ 苦情解決ハンドブック
- ▶ のついた資料は、本会ホームページよりダウンロードできます。 <http://www.knsyk.jp/> (企画調整・情報提供担当)

## 役員会のうごき

- ◇理事会=4月22日(木)付①正会員の入会②評議員候補者の推薦  
5月27日(木)①正会員の入会②理事候補者の推薦③監事候補者の推薦④評議員候補者の推薦⑤令和2年度事業報告並びに決算報告(案)  
⑥神奈川県社会福祉センター管理運営規定の制定⑦事務局組織の変更及び分掌事務の一部変更(案)⑧令和2年度一般会計他決算補正予算(案)
- ◇監事会=5月17日(月)①令和2年度事業報告並びに決算報告(案)②任期満了に伴う監事候補者の推薦
- ◇評議員選任・解任委員会=5月6日(木)付①評議員の選任

## 新会員紹介

- 【経営者部会】(福)たかみ友愛会
- 【施設部会】KFJ多摩はなみずき、めぐみ保育園
- 【第2種正会員連絡会】(一社)神奈川県断酒連合会

## 寄附金品ありがとうございました

- 【交通遺児援護基金】(株)エスホケン
- 【子ども福祉基金】脇隆志、(株)エスホケン
- 【ともしび基金】藤沢市立白浜養護学校  
(合計5件 78,936円 ※匿名含む)
- 【寄附物品】関東アイスクリーム協会、シニアクラブていけん
- 【ライフサポート事業】  
(寄附物品) (公社)フードバンクかながわ、(N)セカンド・ハーベストジャパン(いずれも順不同、敬称略)



児童養護施設等へアイスクリームを寄贈いただき、関東アイスクリーム協会 小栗英揮理事長(左)に感謝状を贈呈

## 神奈川県社会福祉センター整備事業協賛ありがとうございました

(福)恵和、(福)みその 聖園子供の家、(福)みその 聖園ベビーホーム、(福)慈恵会、(福)はぐくみ福祉会、(福)高津百春会 特別養護老人ホームおだかの郷、(福)誠心福祉協会、(福)県央いずみ会、(福)たけのうち福祉会、(福)敬心会、(福)ゆりかご園、(福)めぐみ福祉会 大庭保育園、(福)積善会、(福)長尾福祉会、(福)心泉学院、(福)同塵会、(福)弥生会、(福)育生会、更生保護法人 報徳更生寮、(福)白百合会、(福)あまね、(福)孝楽会、(一財)生活保健協会 介護老人保健施設ニューライフ湯河原、(福)愛仲会 志田山ホーム、(福)長岡児童福祉園会、(福)横須賀乳幼児保護会、(福)貴峯、(福)吉祥会、(福)松緑会 松みどり保育所、(福)松緑会 松みどりホーム、(福)ほどがや、(福)白根学園、(福)みのり会、(福)川崎愛児園、(公財)積善会、(福)幸済会 特別養護老人ホームかわしまホーム、(福)みなと舎、(福)徳寿会  
(令和3年5月31日まで。いずれも順不同、敬称略)

令和3年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ぶくしの保険 検索

## 老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

### プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

#### 1 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
補償(A型)	定員 1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型)保険料	
	[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所:1,300円 通所:1,390円	

### プラン2 施設利用者の補償

### プラン3 施設職員の補償

### プラン4 社会福祉法人役員等の補償



スケールメリットを活かした  
充実した補償と  
割安な保険料  
です。

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(5J20-12299 2020.12.28 作成)

格差を無くすための一歩

堤年春さん（NPO法人じんかれん 前理事長）

「じんかれん」とは「神奈川県精神保健福祉家族会連合会」の略称が由来。精神障害の方やその家族への支援を行うNPO法人です。精神障害の方への差別や偏見を無くしていくため、「支え合い・学び合い・働きかけ」を心がけて活動しています。

じんかれんで12年間、うち9年間を理事長として勤め上げた堤年春さんは、5月20日、その任をされました。任期中に行った大きな働きかけのひとつに、精神障害の方も「重度障害者医療費助成制度」の助成対象になるよう求めたことがあります。

平等な支援への呼びかけ

堤さんのお子さんは精神障害者保健福祉手帳1級の当事者。お子さんが入院することになった時、その医療費の高さに驚いたと言います。「身体・知的障害の方への助成制度は整備が進められていましたが、精神障害の方への助成は無かったんです。支援を必要としている障害の方の中にも格差があります。それを無くしたいと思い、県



今ある課題について力強く語る堤さん。思いは後任に託していく

へ働きかけをしてきました。」平成24年4月、じんかれんの働きかけが実を結び、通院の場合のみですが、手帳1級の方に医療費が助成されることとなります。

当時、協力してくれた関係者への感謝を述べつつも、堤さんの顔にはくやしさが浮かびます。「まだ1級の人だけ。しかも通院だけです。平等に支援されることを目指し、県議会へ陳情書・請願書を提出してきました。初めの一歩だけで終わらぬよう、後任に引き継ぎたいことのひとつです。」

この他にも、作業所等に通う当事者たちにとって大事な足となるバスについて、県や交通事業者に

運賃の割引を求める取り組みを行ってきました。しかしながら、このことは具体的な施策実現には至っていません。

働きかけへの意欲は消えず

まだやり残したことがあるけれど、身体が追い付かず。体調がよくなるまで療養期間として過ごすこと、今回、理事長をおりる決断をしました。

「今も残る精神障害の方への差別・偏見は、障害への無理解から来ていると考えています。制度の整備が進んでいないところも、理解や配慮が及んでいないからと思うと、『ともに生きる』という目標に向けたスタートが未だに切れていないように感じます。元気がなったら今までの経験を活かし、なにかしらの形で、精神障害の方の処遇改善に取り組んでいきたいです。」

NPO法人じんかれんのホームページには、精神障害の方を取り巻く課題や関連制度・施策のうごき等、関連する情報が掲載されています。  
<https://jinkaren.net/>

（企画調整・情報提供担当）

消防用設備等の確実な点検を！

消防法では、一定の防火対象物の関係者に消防用設備等の点検報告を義務づけています。



適正な点検を実施した結果の証として  
**点検済票(ラベル)**を貼付しましょう。

（一財）神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター4階408号  
 TEL 045-201-1908 FAX 045-212-0971

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています